

# 先行技術調査（通常版） 報告書

2016年 月 日  
安高特許会計事務所

## 調査定義

下記の貴社発明について、先行する技術文献の調査を実施した。

貴社発明の主な構成要件

- 1) 静電容量方式のタッチパネルであって、
- 2) 操作者がタッチパネルを押下した際の押圧力を圧電素子にて検出する手段
- 3) タッチパネルを押下した感触を圧電素子により振動で知らせる手段
- 4) タッチパネルが押下された際に発電及び蓄電する手段を有する、タッチパネル。

詳細は貴社送付資料を参照

## 検索式（調査範囲）

公報種別：日本特許公開公報・登録公報

検索式：(( (タッチ+押下),10C, (パネル+パッド+スクリーン+画面) /明細書全文)  
\*(5B087CC39+5B068BB08/F ターム)\*(圧電+電歪+ピエゾ+アクチュエータ+アクチエータ/明細書  
全文) : 87 件

検索式：(5B087/テーマコード)\*(AA09+AB12/F ターム)\*(CC39/F ターム)\*((振動+バイブ/明細  
書全文)+G06F3/03,340/FI) : 56 件

検索式：・・・・：119 件

特許分類定義

・・・・

## 調査結果

### 抽出公報

No.	公報番号	出願人	評価
1	特開 2012-113644	・・・株式会社	Y
2	特開 2011-048814	・・・株式会社	Y
3	特開 2011-048854	・・・株式会社	Y
4	特開 2006-107140	・・・株式会社	A
5	特開平 11-212725	・・・株式会社	A

X：特に関連性のある文献。当該文献のみを取り上げることによって、特許請求された発明の新規性・進歩性が否定され得るもの。

Y：特に関連性のある文献。1つ以上のそのような他の文献との組み合わせによって、特許請求された発明の新規性・進歩性が否定され得るもの。

A：特に関連性があるとは思慮されない文献であり、当該技術の一般的な状態を定義する文献。

### 評価結果

## C

A	現在の内容で出願可能。登録可能性大。
B	現在の内容で出願可能だが、限定の可能性のため、実施例のヒアリングが必要。
C	先行技術との差異を明確にする必要がある。実施例レベルでの改良・深堀が必要。
D	現在の内容では出願が難しい。先行技術を確認の上、再検討をお願いしたい。

## 先行技術の内容

No.	先行技術の内容	記載箇所
1	<p>静電容量方式のタッチパネルであって、タッチパネルへの操作を検出した差異に、振動でユーザに知らせる手段が開示されています。</p> <p>段落【0028】においては、検出や振動を行う手段として、圧電素子を用いてもよいことが記載されています。</p> <p>また【図3】を見れば、・・・</p>	<p>段落【0021】～【0024】、【0028】、【図3】</p>
2	<p>操作者のタッチによるユーザーインターフェースであって、押下による発電を行う手段が開示されています。</p> <p>段落【0019】には発電の手段として・・・であることが示されており、また【図4】からは・・・であることが分かります。</p>	<p>段落【0018】～【0020】、【図4】</p>
3	<p>ユーザーの押下を利用して、発電及び蓄電を行う手段が開示されています。技術分野は・・・ですが、段落【0032】には・・・も記載されています。</p>	<p>段落【0032】、【図3】</p>
4	・・・	・・・
5	・・・	・・・

## コメント

貴社発明と先行技術1とを対比すると、・・・の点で一致し、・・・の点で相違します。しかし、先行技術2には・・・が開示されており、先行技術1との組み合わせにより、進歩性が否定される可能性があります。

発電・蓄電手段の詳細が先行技術2と異なるようであれば、その詳細を検討して、明細書に記載する必要があります。また、検出手段と振動手段の構成において、一体構成等の更なる小型化を達成するための工夫ポイントについて、改良検討をお願いします。

また、そもそもの課題である・・・を解決するためには、・・・といった考え方もありえます。先行技術4が参考になりますので、この点との組み合わせにおいて、さらなる検討をしてみてもいいでしょう。

以上